

参考（改正後全文）

社援発 0727 第 2 号
平成 27 年 7 月 27 日
第 1 次～第 21 次改正
（ 省 略 ）
第 22 次改正
社援発 0609 第 6 号
令和 7 年 6 月 9 日
第 23 次改正
社援発 0224 第 4 号
令和 8 年 2 月 24 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号本職通知）は廃止するものとし、同通知に基づき、平成 26 年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱

1 目的

地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村等、各事業の実施要領による。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業。

(2) 被保護者就労支援事業

生活保護法第 55 条の 7 の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る事業。

(3) 被保護者健康管理支援事業

生活保護法第 55 条の 8 の規定に基づき、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図る事業。

(4) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

イ 被保護者就労準備支援等事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労

意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業、被保護者に対する家計改善支援、居住支援を実施する事業、所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により生活保護関係職員の資質向上を図る事業、個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業、被保護者就労準備支援推進員の配置、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業）、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業、子どもの進路選択支援事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く）、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、並びに関係機関との連絡調整を行う事業、被保護者就労準備支援事業等の実施を加速化する事業、様々な課題を抱える被保護者に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制の構築を行うモデル事業。

ウ シェルター事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

エ 地域居住支援事業

現在の住居を失うおそれのある者であって、地域社会から孤立している者等に対し、一定の期間内に限り、入居支援や訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者やその他の関係者との連絡調整など日常生活を営むのに必要な支援を行う事業。

オ 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者ととともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業。

カ 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を行う事業。

キ 都道府県による市町村支援事業

都道府県が市町村に必要な助言、情報提供その他の援助を行い、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を推進する事業。

ク 福祉事務所未設置町村による相談事業

福祉事務所を設置していない町村において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必

要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整等を行う事業。

ケ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ア) 生活困窮者自立支援法第7条第2項に基づく事業

(イ-1) 生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業。

(イ-2) 生活福祉資金業務システム等改修事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業において利用される生活福祉資金貸付業務システムについて、都道府県社会福祉協議会が基盤更新を行うに当たって必要となる費用に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

(エ) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるようにするため、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上を図るための事業並びに当該事業に関する普及及び啓発を行う事業。

(オ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりに加えて、これらの取組において役割の一端を担う民生委員の活動環境整備を行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る事業。

(カ) 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員に対し、生活困窮者を始め、地域の要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技能を修得させる事業。

(キ) 被災者見守り・相談支援等事業

災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う事業。

(ク) 被災者見守り・相談支援等緊急事業

令和6年能登半島地震・豪雨災害の被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う事業。

コ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和6年度補正予算分）

増加する生活困窮者への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の強化、居住支援の体制整備のため、自治体と民間団体との連携の推進や、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る事業。

サ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和7年度補正予算分）

増加する生活困窮者への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の強化、家計改善支援の質の向上のため、自治体と民間団体との連携の推進や、柔軟かつ高度な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る事業。

シ 生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業

生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員のメンタルケアや支援スキルの向上のための都道府県による、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チーム及び中間支援組織の立上げ支援や、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりを加速化する事業。

ス 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業

就労準備支援事業を利用した者が認定就労訓練事業を利用する際に必要となる交通費の負担軽減に資する支援を行い、認定就労訓練事業の普及促進を図る事業。

セ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業（令和6年度補正予算分）

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の空白区をなくし、全国的な事業実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、両事業を時限的に実施する事業。

ソ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入支援事業（令和7年度補正予算分）

就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の空白区をなくし、全国的な事業実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、これらの事業を時限的に実施する事業。

タ 子どもの学習支援等強化事業

子どもの学習・生活支援事業の強化として、モデル的に、体験格差の解消等を促すとともに、全国的な事業の実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立上げ支援や、都道府県を主体とした高校生世代に対する学習支援を実施する事業。

(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る支援事業

ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

社会福祉法第106条の3に定める、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備するにあたり、同法第106条の4に定める、重層的支援体制整備事業の実施を選択した市町村が、同事業を円滑に開始するために必要な準備を行う事業。

イ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

地域における包括的支援体制の整備を推進し、地域共生社会を実現するため、福祉以外の分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、地域生活課題を抱える地域住民を地域の中で必要な支援に早期につなぐ体制を構築することができるよう、互助機能強化のための地域住民等と市町村・支援関係機関等の連携・協働モデルを構築する事業。

ウ 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

都道府県が、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備が適正かつ円滑に行われることを支援する事業。

(6) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

生活保護制度の適正な運営を確保するため、以下の事業を実施することで、適正化の取組を推進する。

(ア) 生活保護法施行事務監査等事業等

a 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が実施する生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が実施する保護施設に対する指導監査、指定医療機関・指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

b 生活保護特別指導監査事業

都道府県又は指定都市が実施する一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

(イ) 医療扶助適正化等事業

医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。

a レセプトを活用した医療扶助適正化事業

b お薬手帳を活用した重複処方の適正化モデル事業

c 医療扶助の適正実施の更なる推進

(a) 後発医薬品の使用促進

- (b) 適正受診指導等の推進
- (c) 多剤投与の適正化に向けた支援等の強化
- (d) 医療費情報・服薬情報の通知
- (e) 精神障害者等の退院促進
- d 居宅介護支援計画点検等の充実
- e 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル事業
- f 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業
- g 都道府県のデータ分析等を通じた市町村への支援事業
- h その他の医療扶助適正化等の推進
- (ウ) 認定等適正実施事業
 - a ケースワーカーの業務負担軽減の推進関係
 - (a) 警察との連携協力体制強化等事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。
 - (b) 収入資産状況把握等の充実事業

生活保護制度の適正運営を更に推進するため、不正受給防止等に資する収入・資産状況把握、関係先調査、債権管理などを徹底するための実施体制の整備強化を図る。
 - (c) 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。
 - (d) 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。
 - b 都道府県等による生活保護業務支援事業

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。
 - c 業務効率化事業

I Tの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについて、その費用の一部を支援する。

 - ・生活保護事務処理システム改修事業

マイナンバー法の改正等を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る情報を「中間サーバー」との連携が行えるようにするため、各福祉事務所の生活保護基幹事務システムについて必要な改修を行う。
 - d 生活保護業務デジタル化推進事業

個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進する。

(エ) 被保護者に対する金銭管理支援の試行事業

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

(オ) 貧困ビジネス対策事業

いわゆる「貧困ビジネス」について、情報収集・共有や不適切事例への対処等に関する対策を強化し、被害の未然防止を図る。

(カ) 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業

最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付を実施するための体制整備等を図る。

(キ) その他適正化事業

上記(ア)から(カ)までの事業以外で生活保護行政の適正実施に資する事業(生活保護の自立支援にかかる業務を除く)。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立を支援するための社会的な居場所づくりを支援する事業。

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(ア) 福祉人材確保事業

社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士等指定養成施設に在学する学生に対する修学資金等を貸し付ける事業。

a 福祉人材確保推進事業

質の高い福祉人材を確保するため、社会福祉事業従事者等及び社会福祉事業等に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業等経営者に対する相談等を行う事業。

b 介護福祉士修学資金等貸付事業

「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(イ) 社会福祉法人指導監督事業

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県又は市が社会福祉法第56条第1項の規定に基づき実施する指導監査。

(ウー1) 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事

業

経済連携協定等に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。

(ウー２－１) 外国人介護人材獲得強化事業

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う事業。

(ウー２－２) 外国人介護人材定着促進事業

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を推進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入等にかかる支援を行う。

(ウー３－１) 外国人介護人材獲得強化事業（令和７年度補正予算分）

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う事業。また、外国人介護人材の受入れと地域定着のため、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、小規模事業所等に対して重点的な支援を行う事業。

(ウー３－２) 外国人介護人材定着促進事業（令和７年度補正予算分）

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を推進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入等にかかる支援を行う。

(ウー４) 介護未経験者マッチング機能強化モデル事業

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、地域の実情に応じ、民間事業者のマッチング機能を活用することにより、介護未経験者等が主に有償ボランティアとして未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できるマッチング機能を強化する仕組み等を構築するモデル事業を実施する。

(ウー５) 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業

都道府県が福祉分野全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

(ウー６) 介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加させ、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせて行うこと等により、介護の担い手へとつなげるための取組を実施する。

(ウー７) 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

介護福祉士養成施設における ICT を活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるよう ICT 導入の支援を行う。また、外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行う。これらの成果等を取りまとめ、その取組を普及・啓発するため横展開を図る。

(エ) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等を実施する事業。

(オ) 災害ボランティアセンター等機能強化事業

都道府県社会福祉協議会に市町村支援員を配置する等により、平時から、市町村社会福祉協議会への災害ボランティアセンターの設置運営に係る研修等を行うとともに、市町村社会福祉協議会において、必要に応じ市町村支援員等の指導・協力を得ながら、災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。

(カ-1) 生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知) 及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知) に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

(カ-2) 「生活福祉資金貸付制度における「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和 2 年 3 月 11 日社援発 0311 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知) に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(キ) 運営適正化委員会設置運営事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行うため、都道府県社協において運営適正化委員会を運営する事業。

(ク) 地域生活定着促進事業

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、刑事司法関係機関等と連携・協働し、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る。

(ケ) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、全国どの地域においても成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい

生活を継続できる地域体制を整備するため、中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進する事業。

(コ) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

多様化及び増大する見込みである権利擁護支援ニーズに対応するため、地域や福祉、行政、司法など地域連携ネットワークの多様な主体による権利擁護支援の機能を強化する事業。

(サ) 持続可能な権利擁護支援モデル事業

成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施する事業。

(シ) 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う試行的な取組を実施する社会福祉協議会を支援し、体制整備に当たっての課題を整理する事業

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業。

(ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり、社会的自立を促す事業。

(イ) 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う事業。

(ウ) 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等が長期にわたり海外に居住することを余儀なくされたため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活を送れるよう支援する事業。

(エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等プログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労・生活等の支援を行う事業。

(オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業

支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実

強化等による認定事務の適正化の取組を推進する事業。

オ 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について（平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、複数の小規模法人の参画する法人間連携プラットフォームを構築し、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組等を推進する事業。

カ 社会福祉法人の連携・協働支援事業

法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、各法人の強みや経営課題の共有を図りながら、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する事業。

キ 社会福祉法人連携・協働支援事業

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力や、経営基盤の強化のため、都道府県又は市町村が主体となつて行う社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行うことにより、社会福祉法人の連携・協働を促進する事業。

4 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」、「寄り添い型相談支援事業」、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を除く。

(1) 自立相談支援事業実施要領（別添1）

(2) 被保護者就労支援事業実施要領（別添2）

(3) 被保護者健康管理支援事業実施要領（別添3）

(4) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業実施要領（別添4）

イ 被保護者就労準備支援等事業実施要領（別添5）

ウ シェルター事業実施要領（別添6）

エ 地域居住支援事業実施要領（別添7）

オ 家計改善支援事業実施要領（別添8）

カ 子どもの学習・生活支援事業実施要領（別添9）

キ 都道府県による市町村支援事業実施要領（別添10）

ク 福祉事務所未設置町村による相談事業実施要領（別添11）

ケ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ア）生活困窮者自立支援法第7条第2項に基づく事業実施要領（別添

12)

- (イ) 生活福祉資金業務システム等改修事業実施要領（別添 13）
 - (ウ) ひきこもり支援推進事業実施要領（別添 14）
 - (エ) 日常生活自立支援事業実施要領（別添 15）
 - (オ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領（別添 16）
 - (カ) 民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添 17）
 - (キ) 被災者見守り・相談支援等事業実施要領（別添 18）
 - (ク) 被災者見守り・相談支援等緊急事業実施要領（別添 19）
 - コ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和 6 年度補正予算分）実施要領（別添 20-1）
 - サ 生活困窮者自立支援の機能強化事業（令和 7 年度補正予算分）実施要領（別添 20-2）
 - シ 生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業実施要領（別添 20-3）
 - ス 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業実施要領（別添 20-4）
 - セ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入促進事業（令和 6 年度補正予算分）実施要領（別添 20-5）
 - ソ 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入支援事業（令和 7 年度補正予算分）実施要領（別添 20-6）
 - タ 子どもの学習支援等強化事業実施要領（別添 20-7）
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る支援事業実施要領
- ア 重層的支援体制整備事業への移行準備事業（別添 21）
 - イ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（別添 22）
 - ウ 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（別添 23）
- (6) 生活保護適正化等事業
- ア 生活保護適正実施推進事業実施要領（別添 24）
 - イ 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添 25）
 - ウ 地域福祉増進事業
 - (ア) 福祉人材確保推進事業実施要領（別添 26）
 - (イ) 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添 27）
 - (ウ) 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領（別添 28-1）
 - (ウ-2-1) 外国人介護人材獲得強化事業実施要領（別添 28-2-1）
 - (ウ-2-2) 外国人介護人材定着促進事業実施要領（別添 28-2-2）
 - (ウ-3-1) 外国人介護人材獲得強化事業（令和 7 年度補正予算分）

実施要領（別添 28-3-1）

（ウ-3-2）外国人介護人材定着促進事業（令和7年度補正予算分）

実施要領（別添 28-3-2）

（ウ-4）介護未経験者マッチング機能強化モデル事業実施要領（別添 28-4）

（ウ-5）福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業（別添 29）

（ウ-6）介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業（別添 30）

（ウ-7）介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業実施要領（別添 31）

（エ）災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業実施要領（別添 32）

（オ）災害ボランティアセンター等機能強化事業実施要領（別添 33）

（カ）運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 34）

（キ）地域生活定着促進事業実施要領（別添 35）

（ク）成年後見制度利用促進体制整備推進事業実施要領（別添 36）

（ケ）互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業（別添 37）

（コ）持続可能な権利擁護支援モデル事業（別添 38）

（サ）身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業（別添 39）

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

（ア）地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添 40）

（イ）身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添 41）

（ウ）自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添 42）

（エ）中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添 43）

（オ）支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領（別添 44）

（7）社会福祉法人の連携・協働支援事業実施要領（別添 45）

（8）社会福祉法人連携・協働支援事業（別添 46）

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 事業の遂行状況の報告

国は、本事業の遂行状況について、別に定めるところにより、必要に応じて報告を求めることとする。

(別添 1)

自立相談支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) 取組内容

ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

(2) 配置職員

都道府県等が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置することを基本とし、加えて、住まい相談支援員（以下これらの支援員を「主任相談支援員等」と総称する。）を配置することが望ましい。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

なお、自立相談支援事業とシェルター事業を一体的に実施する場合の支援に当たっては、当該地域において生活困窮者全般を対象とする窓口がある場合はシェルター事業の利用が必要と判断され利用者を中心に支援して差し支えない。ただし、この場合であっても、住まい相談支援員を配置する場合、住まい相談支援員はシェルター事業の利用者以外にも広く支援すること。

ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

イ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

ウ 就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

エ 住まい相談支援員

主任相談支援員及び相談支援員の役割のうち、特に住まいに課題を抱える生活困窮者へのアセスメントやプランの作成、住宅関係機関（大家・不動産仲介業者・居住支援法人等）や福祉関係機関（福祉事務所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）からの相談対応、物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等を行う。

4 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。

なお、福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下この別添1において「両事業」という。）を一体的に実施するものとしている。

具体的な一体的実施の方法については、主に以下の方法が考えられる。

① 相談時の連携

自立相談支援機関による相談時に、両事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施する体制を確保する方法。

② 自立支援計画の策定時における連携

自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、両事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討する体制を確保する方法。

また、上記以外にも、以下のような方法により一体的に実施することも考えられる。

- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共有し、支援に活かす
- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する
- ・ 両事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う
- ・ その他、地域の実情に応じた連携（国庫補助協議において、具体的に記載いただく予定）

（１）生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある者など、自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ、関係機関への同行支援を行うなど丁寧な支援を実施する。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。その際、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。ア

セスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。その際、継続的な支援が行われるよう、福祉事務所との円滑な引き継ぎが行われるよう留意する。

また、他制度や他機関へのつながりが適切と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報に関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

（２）アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、居住支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（キ）までに掲げる法に基づく支援、（ク）から（コ）までに掲げる他の公的事业又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）住居確保給付金の支給

（イ）就労準備支援事業

（ウ）居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

（エ）家計改善支援事業

（オ）認定就労訓練事業

（カ）子どもの学習・生活支援事業

（キ）（ア）から（カ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ク）公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（ケ）生活福祉資金貸付事業

（コ）上記のほか、様々な公的事业による支援及び民生委員による見守

り活動等のインフォーマルによる支援

- エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。
- オ 実施主体は、支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）において、（2）のウの（イ）、（エ）及び（オ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、（2）のウの（ア）、（ウ）、（カ）、（ケ）又は（コ）の事業等については支援内容の確認を行う（（ア）及び（ウ）については、「住居確保給付金申請書」及び「居住支援事業利用申込書」において、別途支援（支給）決定を行う）。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。
- カ （2）のウの（ク）の事業につなぐ場合については、実施主体がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。
- キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

（3）支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

- ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。
- イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。
- ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。
 - （ア）目標の達成状況
 - （イ）現在の状況と残された課題
 - （ウ）プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等
- エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。
- オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

5 支援調整会議

（1）目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、自治体及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

(2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。

プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、自治体が支援決定を行う役割を担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

6 支援決定

(1) 自治体は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(2) 自治体による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを自治体に提出する。

イ 自治体はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、自治体内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

(3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、自治体はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて自治体に提出する。

7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うことができるよう、支援会議も含めて自治体の関係部署や生活困窮者支援を行う関係団体等と連携するためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

8 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等（自治体が行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。

9 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（令和7年4月1日付け社援地発 0401 第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（平成27年3月27日社援発 0327 第2号厚生労働省社会・援護局長通知）などの関連通知を参照すること。

(2) 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。

(3) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(別添 6)

シェルター事業実施要領

1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者を対象とする。

（１）次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

（２）都道府県等が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

4 事業内容

（１）支援内容

本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

ア 利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 利用開始時及び利用期間中において定期的に健康診断及び健康医療

相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下に必要な医療等を確保する。

ウ 実施主体の判断により、保健師、看護師、精神保健福祉士その他これらと同等に業務を行うことができる者（以下「医療職等」という。）が路上等又は宿泊場所において、巡回相談や必要な支援を実施する。

（２）利用手続

本事業の実施に当たり、実施主体は、施設の利用、管理等に関し、必要な規則を定めることとする。

本事業を実施するに際し、自立相談支援機関と十分連携を図りながら実施することが必要であることから、本事業の利用については、自立相談支援機関が作成するプランに盛り込むこととする。

（３）利用期間

本事業の利用期間は原則として３か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、都道府県等が必要と認める場合は、６月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

（４）宿泊場所の供与を行う施設

施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、以下の要件を満たすものとする。

ア 施設の構造

施設は、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。

イ 施設の設備

施設には、次の設備を設けなければならない。

（ア）事務室

（イ）宿泊室

（ウ）浴室又はシャワー室

（エ）便所・洗面所

なお、同一施設において、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合や他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合には上記の限りでない。

ウ 職員の配置

施設には、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置する。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合は、この限りではない。

医療職等による相談や支援を行う際は、必要な職員を配置する。なお、相談や支援の頻度等に応じて非常勤とすることも差し支えない。

5 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「居住支援事業の運営の手引き」（令和7年4月1日付け社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。
- (2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談支援センターや女性自立支援施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、適切に就労準備支援事業等につなげることができるよう、自立相談支援機関との連携を図ること。また、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげることができるよう、自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図ること。
なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施する場合には、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施等に当たって連携を図ること。
- (5) 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。
- (6) 4（1）ウの事業を実施する場合は、特に路上等における生活が長期化し、高齢化した者に配慮し、きめ細かな相談や必要な支援を行うとともに、必要に応じて医療機関と連携を図るよう配慮すること。

(別添 8)

家計改善支援事業実施要領

1 目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに入生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに入計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付

金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(2) 支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。また、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援事業につなぐ体制を確保するものとする。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過剰債務の相談窓口や貸付機関、自治体の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、3(1)による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを

作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(4) 特定被保護者による利用

被保護者であってその状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者等（以下「特定被保護者」という。）については、生活困窮者家計改善支援事業の利用が可能である。特定被保護者による事業の利用は、福祉事務所からの通知によるものとなるが、「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日社援保発0331第5号・社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）を参照し、福祉事務所との十分な連携を図りたい。

(5) 配置職員

家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りでない。）、かつ、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 社会保険労務士の資格を有する者

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

オ その他アからエに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

4 留意事項

(1) 自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業は一体的に実施するものとしているため、家計改善支援事業の実施事業者は、自立相談支援機関と十分に連携を図り、事業を実施すること。

(2) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和7年4月1日付け社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添5「家計改善支援

事業の手引き」)を参照すること。

- (3) 特定被保護者による事業の利用を含む被保護者家計改善支援事業と一体的な実施については、「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。
- (4) 相談支援に当たっては、「家計改善支援事業の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜使用することが望ましい。
- (5) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

ア 目的

市等において生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施体制を整備するための取組を実施し、任意事業の実施促進による市等における支援メニューの充実を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 広域調整の実施

単独で任意事業を実施することが困難な市等に対し、都道府県の主導により、都道府県と管内市町村とで共同して事業を実施する際の調整を行う。

(イ) その他実施体制整備への支援

任意事業の実施に困難を抱える市等に対して、事業実施に向けた環境調整や訪問支援等を行う。

(3) 社会資源の広域的な開拓

ア 目的

生活困窮者支援に関連する他職種も含めた社会資源の広域的な開拓を図るとともに、市域を越えて支援体制充実のためのネットワークづくりの取組を実施し、地域の関係機関の連携強化による効果的な支援を促進することを目的とする。

イ 事業内容

生活困窮者への支援を行う事業者等の関係機関及び関係者に対して、地域の社会資源の現状や課題等に関する認識を共有するための説明会等を実施するとともに、社会資源の活用促進及び開発に向けた具体的な取組を行う。また、生活困窮者への包括的な支援を実現するために、地域の社会資源の現状及び課題を把握するとともに、当該地域の社会資源の活用促進・開発するための調査研究を実施する等、その他社会資源の開拓に必要な取組を実施する。

(4) その他、都道府県が市町村を支援するために実施する事業

上記(1)～(3)までの事業のほか、地域の実情に応じ、都道府県が市等を支援するための事業を行うことができる。

(別添 10)

都道府県による市町村支援事業実施要領

1 目的

本事業は、都道府県が市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村（以下、「市等」という。）に対して必要な助言、情報提供その他の援助を行い、事業の円滑な実施を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者等に対する研修

ア 目的

市等において自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に従事する者等に対する人材養成研修の実施や、市等の生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウム・勉強会の実施等により、自立相談支援事業等に従事する者等の知識や支援技術の向上を図るとともに、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 人材養成研修の実施

自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に従事する者等の支援の専門性を十分に高めるために、自立相談支援事業等に従事する者等に対し、研修を行う。なお、研修内容については、「生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱」（平成30年4月19日付社援発 0419 第4号厚生労働省社会・援護局長通知別紙）を参考に、地域における支援ニーズ等を加味して検討されたい。

(イ) その他人材養成に必要な取組

人材養成研修のほか、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めるために、生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウムや勉強会等を行う。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施体制の整備の支援

ア 目的

市等において生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施体制を整備するための取組を実施し、任意事業の実施促進による市等における支援メニューの充実を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 広域調整の実施

単独で任意事業を実施することが困難な市等に対し、都道府県の主導により、都道府県と管内市町村とで共同して事業を実施する際の調整を行う。

(イ) その他実施体制整備への支援

任意事業の実施に困難を抱える市等に対して、事業実施に向けた環境調整や訪問支援等を行う。

(3) 社会資源の広域的な開拓

ア 目的

生活困窮者支援に関連する他職種も含めた社会資源の広域的な開拓を図るとともに、市域を越えて支援体制充実のためのネットワークづくりの取組を実施し、地域の関係機関の連携強化による効果的な支援を促進することを目的とする。

イ 事業内容

生活困窮者への支援を行う事業者等の関係機関及び関係者に対して、地域の社会資源の現状や課題等に関する認識を共有するための説明会等を実施するとともに、社会資源の活用促進及び開発に向けた具体的な取組を行う。また、生活困窮者への包括的な支援を実現するために、地域の社会資源の現状及び課題を把握するとともに、当該地域の社会資源の活用促進・開発するための調査研究を実施する等、その他社会資源の開拓に必要な取組を実施する。

(4) その他、都道府県が市町村を支援するために実施する事業

上記(1)～(3)までの事業のほか、地域の実情に応じ、都道府県が市等を支援するための事業を行うことができる。